

江戸川区予算事務規則の適正化を求める陳情

(総務委員会付託)

受理番号 第 133 号

受理年月日 平成 24 年 12 月 4 日

付託年月日 平成 24 年 12 月 11 日

陳情者
.

陳情原文

1 区一般会計 土木費 緑化公園費 緑化推進費は、えどがわ環境財団法人件費の支出科目となっています。

この緑化公園費からの観点から考えます。

予算事務規則第九条と第十二条により、経営企画部長に提出された見積書の内に、土木部（えどがわ環境財団法人件費）があります。ここで同じく土木部（公園等管理費）と（公園等維持補修費）の予算は、公園等管理費に関してすべての支出を算出した総合計でなければなりません。また同じく、公園等維持補修費についても、すべての支出を算出した総合計でなければなりません。

したがって、土木部（えどがわ環境財団法人件費）は、既に土木部（公園等管理費）に指定管理料と業務委託費としての「えどがわ環境財団法人件費」を含んでいなければなりません。土木部（えどがわ環境財団法人件費）の予算見積書は提出されても、経営企画部長は予算化することはできません。

2 予算事務規則第十二条の二には、各部長又は室長は、予算説明書の作成に必要な説明資料を作成し、経営企画部長に提出しなければならないとあります。この第十二条の二から、土木部（えどがわ環境財団法人件費）の予算説明書の作成に必要な説明資料があるべきで、この説明資料に土木部（公園等管理費）予算に土木部（えどがわ環境財団法人件費）予算を含めない説明が記載されなければなりません。なぜなら支出科目の大括りが緑化公園費の一部であるからです。また、土木部（えどがわ環境財団法人件費）の予算となる根拠として、土木部では江戸川区補助金等交付規則に合致したとする説明資料があるものと考えます。そして、経営企画部長も、この補助金等交付規則に合致したと認めることを示しました。（えどがわ環境財団法人件費の予算とする根拠となる説明資料でしか判断できない）

したがって、支出科目は土木費 緑化公園費として、土木費 えどがわ環境財団法人件費という支出科目の款項目となることから、議会予算案として区長より提出される予算編成について及び主要施策の概要の款、土木費で説明されていることが必要であり、議会の可決がなければなりません。

つきましては、以上の内容について江戸川区予算事務規則の適正化を求めたく、陳情いたします。